

山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十一月二日

小西洋之

参議院議長 伊達忠一殿

山本有二農林水産大臣を即刻罷免すべきことに関する質問主意書

山本有二農林水産大臣は、本年十月十八日の会合において、環太平洋パートナーシップ協定の承認案等を審議する衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会をめぐり「野党が必ず強行採決するだろうと総理に質問するが、強行採決するかどうかはこの佐藤勉さんが決める」旨発言したところ、翌十九日の同特別委員会において、「昨日、私の発言で皆様に御迷惑をおかけいたしましたことをおわびを申し上げます。この発言の趣旨は、この委員会におきまして御質問のございました強行採決に関しまして、私は、あくまで採決は国会でお決めになることであるという意をお伝えしたかったものでございます。いずれにいたしましても、この発言を撤回し、おわびを申し上げます。」と答弁した上で、「当然、委員会に対して責任を感じております。」と答弁している。

ところが、本年十一月一日の東京都内での会合で「こないだ冗談を言ったら首になりそうになった」旨発言したところである。

以下、これについて質問する。

一 安倍内閣の認識する議院内閣制の趣旨について説明されたい。

二 政府として、山本有二農林水産大臣の「野党が必ず強行採決するだろうと総理に質問するが、強行採決するかどうかはこの佐藤勉さんが決める」旨の発言は、議院内閣制の趣旨に照らし、どのような問題を有していると考えるか。なぜ、安倍内閣総理大臣はこのような暴言を行った大臣を即刻罷免しなかったのかを含め、政府の認識するところを網羅的かつ詳細に説明されたい。

三 政府として、山本有二農林水産大臣の「野党が必ず強行採決するだろうと総理に質問するが、強行採決するかどうかはこの佐藤勉さんが決める」旨の発言は、議院内閣制の趣旨に照らし、いわゆる冗談に該当し得るものと考えているのか。

四 政府として、十月十九日の衆議院環太平洋パートナーシップ協定等に関する特別委員会において、「この発言を撤回し、おわびを申し上げます」及び「当然、委員会に対して責任を感じております」と答弁した山本有二農林水産大臣が、舌の根も乾かぬうちというべき短期間に「こないだ冗談を言ったら首になりそうになった」旨発言したことについてどのように考えているか。

五 議院内閣制の趣旨に照らし、安倍内閣総理大臣は「こないだ冗談を言ったら首になりそうになった」とまで発言した山本有二農林水産大臣を即刻罷免しなければならぬと考えるが、政府の見解を明らかにさ

れたい。なお、仮に罷免しない場合は、罷免しないことが議院内閣制の趣旨に照らしても許されると考える理由について具体的かつ網羅的に説明されたい。

右質問する。

